

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業(バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業)) 交付規程

一般社団法人環境パートナーシップ会議
令和8年4月28日制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業(バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業)) (以下「補助金」という。)を財源として利子の軽減を目的とする給付金(以下「利子補給金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第25号)その他の法令(以下「法令」という。)並びに二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業(バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業)) 交付要綱(令和8年4月1日付け 環政経発第2603301号。以下「交付要綱」という。)及び金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業(バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業) 実施要領(令和8年4月1日付け 環政経発第2603301号。以下「実施要領」という。)に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議(以下「EPC」という。)が行う利子補給金の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図り、交付要綱第3条の交付の目的の達成に資することを目的とする。

(利子補給金の交付の申請者)

第3条 利子補給金の交付を申請できる者は、交付要綱第2条に掲げる金融機関のうち、その申請に基づき、EPCが指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)とする。

(交付の対象となる融資)

第4条 利子補給金の交付の対象となる融資(以下「交付対象融資」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす融資とし、当該年度の執行団体(利子補給金の交付を行う者をいう。以下同じ。)は、当該融資の開始の日から3年を経過するまで(融資の償還期限が先に到来する場合にあっては当該期限まで)の間であって第5条に定める単位期間に生じる利子のうち、同条に定める算式に基づいて算定した額を上限として、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付決定額の範囲内において利子補給金を交付する。

2 次に掲げる要件の全てを満たす融資(以下「新規融資」という。)

ア 脱炭素に資する設備投資に対する融資であって、利子補給金の交付の対象となる融資額の上限が10億円であるもの。ただし、指定金融機関が幹事となり他の金融機関と協調して一つの融資契約書に基づいて行う融資(以下「シンジケートローン」という。)については、利子補給金の対象となる融資額の上限を30億円とし、指定金融機関ごとの上限は10億円とする。

なお、脱炭素に資する設備投資のうち、次に記す品目は指定する条件を満たすこと。

(i) 太陽光発電設備

- ・ 太陽電池はペロブスカイト型に限る。
- ・ 自然環境の保護や安全性の確保、景観の保護など地域共生に配慮すること。

- ・山林を切り開くなど大規模な自然破壊を伴わないこと。
 - (ii) 蓄電池
 - ・JC-STAR認証の取得を必須とする。
 - (iii) 車両
 - ・次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車）又は、低排出ガス認定自動車（平成28年排出ガス規制適合車等）に限る。
- イ 当該融資を行う金融機関（ただし、交付要綱に定める指定金融機関に限る。）が次のいずれかに適合すること。
- (i) 企業と連携し、当該企業のバリューチェーンの脱炭素に資する取組支援の実績を有している金融機関
 - (ii) 地域企業の脱炭素に資する取組の支援体制を構築している、交付要綱第2条アに掲げる金融機関のうち一般社団法人全国地方銀行協会又は一般社団法人第二地方銀行協会に加盟している銀行及び株式会社埼玉りそな銀行、並びに交付要綱第2条イ、ウ、エ、オ及びカに掲げる金融機関
- ウ イ(i)に適合する指定金融機関の場合、バリューチェーンを構成している企業より、二酸化炭素排出量の把握、削減計画の策定等の脱炭素に関して要請、依頼等がある融資先事業者であり、かつ要請、依頼等に沿った二酸化炭素排出量の削減計画を策定している融資先事業者に対する新規融資であること。
- エ 融資先事業者が自らの二酸化炭素排出量を算定し、指定金融機関を通してEPCへ報告すること。また、報告した算定状況を公表することに同意すること。なお、算定期間は原則、国の会計年度又は融資先事業者の会計年度の12か月とし、利子補給金の交付を受ける年度から3年間報告すること。
- オ 原則として、令和9年2月10日までに、融資の開始の日が設定されていること。
- カ 原則として、融資実行及び工事に着工する日は、第6条に定める交付申請の提出日以降であること。
- キ 貸付の形式は、証書貸付であること。
- ク 償還方法は、原則として6か月ごととし毎年3月10日及び9月10日を償還日とする元金均等償還とする。ただし、1か月又は3か月ごとの償還方法についても10日を償還日とする場合に限り認めるものとする。また、融資の開始の日より原則として1年以内の元金返済の据置を認めるものとし、融資先事業者の希望により貸付残高の全部又は一部を繰上償還することを妨げない。
- ケ 利払方法は、原則として6か月ごとの支払いであること。ただし、1か月又は3か月ごとの支払いについても認めるものとする。
- コ 利子補給期間中は、原則として固定利率とすること。ただし、条件を満たす場合は変動金利も認めるものとする。
- サ 原則として、本事業の開始前における融資に係る利率等の条件と同じであること。
- シ 令和10年9月30日までに工事を完了するもの。

(利子補給金の交付額の算定方法)

第5条 6か月ごと利払方法の場合の利子補給金の交付額は、単位期間ごとに次に掲げる算式をもって計算した額を合計した額を上限とし、大臣からの交付決定額の範囲内において定めるものとする。なお、1か月又は3か月ごとの利払方法を選択した場合の利子補給金の交付額の算定方法は、別途EPCの指示によるものとする。

$$A \times \frac{B}{365} \times C$$

- A 当該単位期間における当該融資契約に係る貸付残高
- B 当該単位期間における貸付残高の存する日数（利子計算対象期間をいう）
- C 利子補給利率
 - 令和7年度以降に交付決定した融資：別表1による
 - 令和6年度に交付決定した融資：別表2による

単位期間 令和8年3月11日から令和8年9月10日までの期間及び令和8年9月11日から令和9年3月10日までの期間。ただし、9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。

（交付申請）

- 第6条 指定金融機関は、利子補給金の交付を受けようとする融資について、令和9年1月29日までに、交付申請書（様式第1）をEPCに提出しなければならない。
- 2 指定金融機関は、交付申請書の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- （1）設備投資事業計画書（様式第1別紙1）
 - （2）利子補給金交付請求予定一覧表（様式第1別紙2）
 - （3）二酸化炭素排出算定計画表（様式第1別紙3）
 - （4）融資先事業者の会社概要
 - （5）バリューチェーンに関する疎明資料及び削減計画（第4条第2項イ（i）に該当する場合に限る。）
 - （6）シンジケートローンに関する書類（シンジケートローンの場合に限る。）
 - （7）前各号に掲げるもののほか、EPCが必要と認める書類

（交付決定等）

- 第7条 EPCは、前条第1項の交付申請書の提出があったときは、必要に応じ指定金融機関に対するヒアリング、追加資料の請求及び確認等を行って当該申請の内容を審査し、利子補給金を交付すべきと認めるときは、速やかに利子補給金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2）により指定金融機関に通知するものとする。
- 2 EPCは、前項の審査において適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付の決定において当該申請に係る事項に修正を加え、又は交付の決定に条件を付することができる。
- 3 EPCは、利子補給金の不交付を決定したときは、不交付決定通知書（様式第3）により指定金融機関に通知するものとする。
- 4 EPCは、第1項の審査において交付決定を行うことが適当と認められた申請案件に係る利子補給金の合計額が予定の額を超えると見込まれる場合は、EPCは交付申請の期日前に申請受付を終了することができるものとする。
- 5 指定金融機関は、第1項の交付の決定の通知を受領した後遅滞なく当該交付対象融資に係る金銭消費貸借契約を締結後、1週間を目途に契約書の写しをEPCに提出すること。

（交付申請の取下げ）

- 第8条 指定金融機関は、前条第1項の利子補給金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、利子補給金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面をEPCに提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 指定金融機関は、令和9年3月10日までの単位期間が満了したときは、同年3月17日までに交付対象融資の実施状況に係る実績報告書（様式第4）及び利子補給金額一覧表（様式第4別紙1）を添えてEPCに提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 EPCは、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに当該報告の内容を審査し、適正に交付対象融資が実施されていると認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定するものとする。

2 EPCは、前項の額について、利子補給金額確定通知書（様式第5）をもって指定金融機関に通知するものとする。

3 EPCは、第10条第2項で指定金融機関に既に払い込んだ概算払額が、同条第1項で確定した交付すべき利子補給金の額を超える場合は、指定金融機関に対しその差額の返還を命じるものとする。

(交付請求)

第10条 指定金融機関は、前条第2項の利子補給金の額の確定の通知を受けたときは、交付請求書（様式第6）に利子補給金交付請求額一覧表（様式第6別紙1）及び利子補給金振込先（様式第6別紙2）を添えて、EPCに提出しなければならない。ただし、利子補給金振込先（様式第6別紙2）については、初回提出以降変更がない場合は、2回目以降の提出を省略することができる。

2 前項の規定に関わらず概算払を受けようとする場合は、指定金融機関は、令和8年9月10日までの単位期間にあつては令和8年7月31日、令和9年3月10日までの単位期間にあつては令和9年2月5日までに概算払請求書（様式第7）に利子補給金概算払請求額一覧表（様式第7別紙1）及び利子補給金振込先（様式第7別紙2）を添えて、EPCに提出しなければならない。ただし、利子補給金振込先（様式第7別紙2）については、初回提出以降変更がない場合は、2回目の提出を省略することができる。

(払込み)

第11条 EPCは、前条の交付請求書の提出があったときは、請求のあった利子補給金の額を、交付対象融資ごとにEPCが設けた交付対象融資管理台帳と照合し、適正な請求額であると認めるときは、指定金融機関に対して利子補給金を払い込むものとする。

2 EPCは、必要があると認める場合については、概算払をすることができるものとし、原則として各単位期間の満了の日に指定金融機関に対して利子補給金を払い込むものとする。

3 第1項及び前項の利子補給金は、原則として、指定金融機関に対し直接振込により払い込むものとする。

4 指定金融機関は、EPCから交付を受けた利子補給金については、交付対象融資の利子に充当しなければならない。

(融資条件等の変更等)

第12条 指定金融機関は、第7条第1項の規定に基づく交付の決定の通知を受けた融資について、償還期限、据置期間、払込日若しくは償還方法等の融資条件等の変更、中止、又は取下げをしようとするときは、あらかじめ融資条件等変更承認申請書（様式第8）に必要に応じて事業計画変更書（様式第8別紙1）、利子補給金請求予定変更一覧表（様式第8別紙2）及び二酸化炭素排出算定変更計画表（様式第8別紙3）を添えてEPCに提出し、その承認を得なければならない。

(融資条件等の変更審査)

第13条 EPCは、前条の融資条件等変更承認申請書の提出があったときは、速やかに当該申請の内容の審査を行うものとする。

2 EPCは、前項の審査を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について十分に検討するものとする。

- (1) 融資条件等変更事由の妥当性
- (2) 変更後の資金使途の妥当性
- (3) 変更後の事業計画の妥当性
- (4) 変更後の融資条件等の妥当性

(融資条件等の変更承諾等)

第14条 EPCは、融資条件等の変更等の承認をしたときは、融資条件等変更承認通知書(様式第9)により、指定金融機関に通知するものとする。この場合において、EPCは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付することができるものとする。

2 EPCは、融資条件等の変更等を承認しないときは、融資条件等変更不承認通知書(様式第10)により指定金融機関に通知するものとする。

(事業状況の報告)

第15条 第6条第1項の交付申請に係る利子補給金の交付を受けた指定金融機関は、利子補給期間における各年度の交付対象融資の実施状況及び利子に対する利子補給金の充当状況について、原則として4月末までに、事業状況報告書(様式第11)に次の各号に掲げる書類を添えて、当該報告書の提出時点における執行団体に提出しなければならない。なお、融資先事業者又は指定金融機関が自ら設定した目標を達成できなかった場合、以下に加えてその事由を書面で提出しなければならない。

- (1) 二酸化炭素排出算定状況表(様式第11別紙1)
- (2) 前号に掲げるもののほか、EPCが必要と認める書類

(事業効果の報告)

第16条 第6条の交付申請に係る利子補給金の交付を受けた指定金融機関は、利子補給期間における最後の利子補給金の支払いを受けたときは、その翌月末までに第4条第2項エで設定した期間の二酸化炭素排出量及び抑制量を算定し、事業効果報告書(様式第12)に次の各号に掲げる書類を添えて、EPCに提出しなければならない。なお、融資先事業者又は指定金融機関が自ら設定した目標を達成できなかった場合、以下に加えてその事由を書面で提出しなければならない。

- (1) 二酸化炭素排出算定結果表(様式第12別紙1)
- (2) 利子補給金交付充当実績一覧表(様式第12別紙2)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、EPCが必要と認める書類

2 EPCは、指定金融機関から事業効果報告書の提出があったときは、当該申請の内容の審査を行い、設備投資が当該融資の当初の事業目的と合致していることを認めるときは、事業効果報告書の承認通知書(様式第13)をもって指定金融機関に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 EPCは、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付することができる。ただし、第4号の場合において、交付対象融資のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- (1) 指定金融機関が、法令、交付要綱、実施要領、この規程(以下「法令等」という。)又は法令等に基づくEPCの処分若しくは指示に従わない場合。
- (2) 指定金融機関が、利子補給金を交付対象融資以外の用途に使用した場合。
- (3) 指定金融機関が、交付対象融資に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 天災地変その他利子補給金の交付の決定後生じた事情の変更により、交付対象融資の全部

又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により交付対象融資を遂行することができない場合（指定金融機関の責に帰すべき事情による場合を除く。）。

- 2 EPCは、前項の規定に基づき交付の決定の全部若しくは一部を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第14）により指定金融機関に通知するものとする。
- 3 EPCは、第1項の規定に基づき交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付したときは、交付決定内容変更通知書（様式第15）により指定金融機関に通知するものとする。
- 4 EPCは、指定金融機関に不正行為等、関係法令その他本事業の趣旨に照らし不相当と認められる事由が生じた場合、環境省と協議の上、その指定を取り消すことができるものとする。

（利子補給金の返還）

第18条 EPCは、前条第1項の規定に基づき交付の決定の全部又は一部の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利子補給金が交付されているときは、指定金融機関に対して、当該利子補給金の全部又は一部について、利子補給金返還命令書（様式第16）により返還を命ずるものとする。

- 2 EPCは、前項の返還を命ずるときは、前条第1項第4号に掲げる場合を除き、当該利子補給金の受領の日から返還の日までの日数に応じて、当該利子補給金（その一部を返還した場合にあっては、当該返還の日以後の期間については、当該返還額を控除した額）につき、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 前項の補給金の返還及び加算金の納付の期限は、当該返還の命令のなされた日から20日以内とし、期限までに返還又は納付がないときは、未納に係る金額に対して、指定金融機関はその未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金をEPCに納付しなければならない。

（利子補給金の経理等）

第19条 指定金融機関は、EPCから交付された利子補給金の経理について、他の経理と明確に区分して行わなければならない。

- 2 指定金融機関は、区分した経理について帳簿を備えて利子補給金の経理を記録し、当該帳簿、EPCから受領した書類、融資先事業者から受領した書類その他の関係書類を利子補給期間の終了日から5年を経過するまでの間保管しなければならない。

（調査等）

第20条 EPCは、利子補給金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、指定金融機関に対し、その有する書類の提出を求め、又は融資経緯等について調査等を行うことができる。

- 2 指定金融機関は、EPCが行う調査等に協力しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第21条 補助事業者は、この規程に定める申請等について、電磁的方法（適正化法第26の3の規定に準じて補助事業者が定めるものいう。以下同じ。）により行うことができる。

- 2 EPCは、指定金融機関の交付の決定その他指定金融機関に対する通知等を電磁的方法により行うことができる。

（その他必要な事項）

第22条 この規程に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、EPCが別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月28日から施行する。
- 2 継続案件については、第6条の交付申請書を令和8年6月19日までに提出しなければならないものとする。ただし、様式第1別紙1及び別紙3については提出を省略することができる。また、交付の対象となる融資の要件は、交付決定又は交付方針決定初年度の交付規程による。

(別表 1)

利子補給利率

融資利率の範囲	利子補給利率
$1.1\% \leq \text{融資利率}$	利子補給利率 = 1.0%
$0.1\% < \text{融資利率} < 1.1\%$	利子補給利率 = $\text{融資利率} - 0.1\%$
$\text{融資利率} \leq 0.1\%$	利子補給利率 = 0

(別表 2)

利子補給利率

融資利率の範囲	利子補給利率
$1.3\% \leq \text{融資利率}$	利子補給利率 = 1.0%
$0.3\% < \text{融資利率} < 1.3\%$	利子補給利率 = $\text{融資利率} - 0.3\%$
$\text{融資利率} \leq 0.3\%$	利子補給利率 = 0

※融資利率とは、借り入れた元金に対する支払利息の割合のことをいう。

交付規程様式一覧

(様式第1)	バリューチェーン脱炭素促進利子補給金交付申請書
(様式第1別紙1)	設備投資事業計画書
(様式第1別紙2)	利子補給金交付請求予定一覧表
(様式第1別紙3)	二酸化炭素排出算定計画表
(様式第2)	バリューチェーン脱炭素促進利子補給金交付決定通知書
(様式第3)	バリューチェーン脱炭素促進利子補給金不交付決定通知書
(様式第4)	バリューチェーン脱炭素促進利子補給金実績報告書
(様式第4別紙1)	利子補給金額一覧表
(様式第5)	バリューチェーン脱炭素促進利子補給金額確定通知書
(様式第6)	バリューチェーン脱炭素促進利子補給金交付請求書
(様式第6別紙1)	利子補給金交付請求額一覧表
(様式第6別紙2)	利子補給金振込先
(様式第7)	バリューチェーン脱炭素促進利子補給金概算払請求書
(様式第7別紙1)	利子補給金概算払請求額一覧表
(様式第7別紙2)	利子補給金振込先
(様式第8)	バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業に係る融資条件等変更承認申請書
(様式第8別紙1)	事業計画変更書
(様式第8別紙2)	利子補給金請求予定変更一覧表
(様式第8別紙3)	二酸化炭素排出算定変更計画表
(様式第9)	バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業に係る融資条件等変更承認通知書
(様式第10)	バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業に係る融資条件等変更不承認通知書
(様式第11)	バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業に係る事業状況報告書
(様式第11別紙1)	二酸化炭素排出算定状況表
(様式第12)	バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業に係る事業効果報告書
(様式第12別紙1)	二酸化炭素排出算定結果表
(様式第12別紙2)	利子補給金交付充当実績一覧表
(様式第13)	バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業に係る事業効果報告書の承認通知書
(様式第14)	バリューチェーン脱炭素促進利子補給金交付決定取消通知書
(様式第15)	バリューチェーン脱炭素促進利子補給金交付決定内容変更通知書
(様式第16)	バリューチェーン脱炭素促進利子補給金返還命令書

交付規程様式提出スケジュール（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業）

提出期日	指定金融機関→EPC	EPC→指定金融機関
R9/1/29	(様式第1) バリューチェーン脱炭素促進利子補給金交付申請書 (様式第1別紙1) 設備投資事業計画書 (様式第1別紙2) 利子補給金交付請求予定一覧表 (様式第1別紙3) 二酸化炭素排出算定計画表	(様式第2) バリューチェーン脱炭素促進利子補給金交付決定通知書 又は (様式第3) バリューチェーン脱炭素促進利子補給金不交付決定通知書
R9/3/10～3/17	(様式第4) バリューチェーン脱炭素促進利子補給金実績報告書 (様式第4別紙1) 利子補給金額一覧表	(様式第5) バリューチェーン脱炭素促進利子補給金額確定通知書
概算払請求書提出済みであれば不要	(様式第6) バリューチェーン脱炭素促進利子補給金交付請求書 (様式第6別紙1) 利子補給金交付請求額一覧表 (様式第6別紙2) 利子補給金振込先	
(9月交付) R8/7/31 (3月交付) R9/2/5	(様式第7) バリューチェーン脱炭素促進利子補給金概算払請求書 (様式第7別紙1) 利子補給金概算払請求額一覧表 (様式第7別紙2) 利子補給金振込先	
変更が生じた際は速やかに提出	(様式第8) バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業に係る融資条件等変更承認申請書 (様式第8別紙1) 事業計画変更書 (様式第8別紙2) 利子補給金請求予定変更一覧表 (様式第8別紙3) 二酸化炭素排出算定計画表	(様式第9) バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業に係る融資条件等変更承認通知書 又は (様式第10) バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業に係る融資条件等変更不承認通知書
R9/4月末	(様式第11) バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業に係る事業状況報告書 (様式第11別紙1) 二酸化炭素排出算定状況表	
(最終年度のみ) 9月 or 3月の最終交付後、翌月末までに提出	(様式第12) バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業に係る事業効果報告書 (様式第12別紙1) 二酸化炭素排出算定結果表 (様式第12別紙2) 利子補給金交付充当実績一覧表	(様式第13) バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業に係る事業効果報告書の承認通知書
		(様式第14) バリューチェーン脱炭素促進利子補給金交付決定取消通知書
		(様式第15) バリューチェーン脱炭素促進利子補給金交付決定内容変更通知書
		(様式第16) バリューチェーン脱炭素促進利子補給金返還命令書

(様式第1)

年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 星野 智子 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名

バリューチェーン脱炭素促進利子補給金交付申請書

標記利子補給金の交付を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））交付規程第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 指定金融機関の区分と案件の種類（新規・継続）
バリューチェーン脱炭素型 / 地域脱炭素化支援型
- 交付対象融資の目的及び概要
- 今年度の利子補給金交付申請額
- 本申請に係る利子補給期間の開始及び終了（予定）年月日
(始期) 年 月 日
(終期) 年 月 日
- 交付対象融資の内容

融 資 先 事 業 者 名	
事 業 の 名 称	
融 資 契 約 日	年 月 日
融 資 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
融 資 契 約 額 (内、利子補給対象額)	金 円 (金 円)
今年度の利子補給金額	金 円
算 出 の 基 礎	様式第1別紙2のとおり

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- 責任者の所属部署・職名・氏名
- 担当者の所属部署・職名・氏名
- 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

設備投資事業計画書

【融資先事業者の概要】

融 資 先 事 業 者	
本 社 所 在 地	
資 本 金	円
業 種	
従業員数（常用雇用者）	名

【融資の概要】

融 資 契 約 日	年 月 日
融 資 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日 (年 か月)
融 資 契 約 額	円
償 還 期 限	年 月 日
償 還 方 法	
1 回 当 た り の 返 済 額	円
貸 付 利 率	年 %
据 置 期 間	

【融資先事業者における設備投資事業の概要】

設 備 等 の 種 類	
事 業 の 名 称	
事 業 の 目 的	
事 業 実 施 区 域	
事 業 の 規 模	
工 事 計 画 の 概 要 ^{注1}	
総 事 業 費	
資 金 使 途 ^{注2}	
そ の 他	

(注1) 工事着工、完工及び稼働予定日等を記載すること。

(注2) 工事等の見積書等を別添すること。

(様式第1別紙2)

利子補給金交付請求予定一覧表

指定金融機関名： _____

融資先事業者名： ()

融資の開始の日： 年 月 日

融資契約金額：金 円

(内、利子補給対象額：金 円)

1回あたりの返済額： 円

(内、利子補給対象額の1回あたりの返済額：金 円)

回数	利子補給金 交付予定年月日	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 貸付 利率	(D) $A \times B \times C / 365$ 貸 付 利 子 予 定 額	(E) 利子補給 率	(F) $A \times B \times E \times / 365$ 利 子 補 給 金 額 予 定 額	D-F 融 資 先 事 業 者 利 子 支 払 予 定 額
			自 (計算を含む/含まない)	至 (計算を含む/含まない)						
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
					合 計		円		円	円

(注1) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。

この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注2) 円未満切捨てとする。

(様式第1別紙3)

二酸化炭素排出算定計画表

指定金融機関名	融資先事業者名	対象	利子補給期間中の二酸化炭素排出抑制量 (t-CO2) ※1			
			(採択年度) 年度 算定期間 (始点~令和 年 月)	年度 算定期間 (令和 年 月~令和 年 月)	年度 算定期間 (令和 年 月~令和 年 月)	年度 算定期間 (令和 年 月~令和 年 月)
		利子補給対象融資設備				

・始点(稼働日) : 令和〇年〇月〇日

※1. 記入上の注意

「利子補給期間中の二酸化炭素排出抑制量」については、原則、最新の「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用> (以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)により算定した年間のCO2削減量を記載すること。また、その根拠資料として、同エクセルファイルを添付すること。

また、ハード対策事業計算ファイル以外で算出した場合は、その根拠資料を添付すること。

事業者単位※3	二酸化炭素排出量算定期間※2		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※2. 二酸化炭素排出量の算定を行う期間(国の会計年度又は事業者の会計年度)を記入すること。

※3. 原則、事業者単位で算定・報告が必要であるが、事業者単位での算定が困難な場合は、あらかじめEPCまで相談すること。

(様式第2)

第 年 月 日 号

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 星野 智子

バリューチェーン脱炭素促進利子補給金交付決定通知書

年 月 日付けをもって提出のあった交付申請書については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））交付規程第7条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記の条件で交付することに決定したので通知します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
事 業 の 名 称	
融 資 契 約 日	年 月 日
融 資 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
融 資 契 約 金 額 (内、利子補給対象額)	金 円 (金 円)
今年度の利子補給金額	金 円
利 子 補 給 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
事業状況報告書の提出日	利子補給期間中は毎年原則4月末日までに提出

[条件]

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））交付規程に定める事項を遵守すること。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(様式第3)

第 年 月 日 号

指定金融機関名
代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 星野 智子

バリューチェーン脱炭素促進利子補給金不交付決定通知書

年 月 日付けをもって提出のあった交付申請書については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））交付規程第7条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、交付は行わないことに決定したので、同条第3項の規定に基づき、通知します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
事 業 の 名 称	
融 資 契 約 日	年 月 日
融 資 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
融 資 契 約 金 額 (内、利子補給対象額)	金 円 (金 円)

[不交付理由]

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

第 回		円	年	月	日	年	月	日	日間	%	円
										合 計	円

(注1) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注2) 円未満切捨てとする。

(注3) 本表は利子補給金交付日ごとに作成すること。

(注4) 融資先事業者名が重複する場合は、判別のため地名・設備名称等を追記する。(略称でも可。)

(様式第5)

第 号
年 月 日

指定金融機関名
代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 星野 智子

バリューチェーン脱炭素促進利子補給金額確定通知書

年 月 日付けをもって提出のあった実績報告書について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））交付規程第9条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記のとおり利子補給金の額を確定したので、同条第2項の規定に基づき、通知します。

記

確 定 額 金 円

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(様式第6)

年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 星野 智子 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名

バリューチェーン脱炭素促進利子補給金交付請求書

令和8年度に額の確定通知のあった標記利子補給金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））交付規程第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補給金請求額 金 円

※利子補給金額内訳等については様式第6別紙1を参照

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(様式第6別紙2)

指定金融機関名 _____ :
利子補給金交付予定日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

【利子補給金振込先】

銀 行 名	
支 店 名	
支 店 コ ー ド	
預 金 の 種 別	普通 / 当座 / 別段
口 座 番 号	
(フリガナ) 口 座 名 義	

(様式第7)

年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 星野 智子 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名

バリューチェーン脱炭素促進利子補給金概算払請求書

令和8年度に交付決定の通知のあった標記利子補給金について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））交付規程第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補給金請求額 金 円

※利子補給金額内訳等については様式第7別紙1を参照

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(様式第7別紙2)

指定金融機関名 _____ :

利子補給金交付予定日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

【利子補給金振込先】

銀 行 名	
支 店 名	
支 店 コ ー ド	
預 金 の 種 別	普通 / 当座 / 別段
口 座 番 号	
(フリガナ) 口 座 名 義	

(様式第8)

年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議

代表理事 星野 智子 殿

住 所

指定金融機関名

代表者氏名

バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業に係る融資条件等変更承認申請書

年 月 日付けバ融 をもって交付決定の通知のあった標記利子補給金に係る交付対象融資の融資条件等の変更について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））交付規程第12条の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

なお、融資条件等変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

融 資 先 事 業 者 名		
事 業 の 名 称		
融 資 契 約 金 額 (内、利子補給対象額)	金 円 (金 円)	
融 資 契 約 日	年 月 日	
融 資 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日	
融 資 条 件 等 変 更 日	年 月 日	
変 更 事 項	変更前	変更後

[変更理由]

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(様式第8別紙1)

事業計画変更書

【融資先事業者の概要】

融 資 先 事 業 者	
本 社 所 在 地	
資 本 金	円
業 種	
従業員数 (常用雇用者)	名

【融資の概要】

融 資 契 約 日	年 月 日
融 資 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日 (年 か月)
融 資 契 約 額	円
償 還 期 限	年 月 日
償 還 方 法	
1 回 当 た り の 返 済 額	円
貸 付 利 率	年 %
据 置 期 間	

【融資先事業者における設備投資事業の概要】

設 備 等 の 種 類	
事 業 の 名 称	
事 業 の 目 的	
事 業 実 施 区 域	
事 業 の 規 模	
工 事 計 画 の 概 要 ^{注1}	
総 事 業 費	
資 金 使 途 ^{注2}	
そ の 他	

(注1) 工事着工、完工及び稼働予定日等を記載すること。

(注2) 工事等の見積書等を別添すること。

(様式第8別紙2)

利子補給金請求予定変更一覧表

指定金融機関名： _____

融資先事業者名： ()

融資の開始の日： 年 月 日

融資契約金額：金 円

(内、利子補給対象額：金 円)

1回あたりの返済額： _____ 円

(内、利子補給対象額の1回あたりの返済額：金 _____ 円)

回数	利子補給金 交付予定年月日	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 貸付 利率	(D) $A \times B \times C / 365$ 貸 付 利 子 予 定 額	(E) 利子補給 率	(F) $A \times B \times E \times / 365$ 利 子 補 給 金 予 定 額	D-F 融 資 先 事 業 者 利子支払予定額
			自 (計算に含む/含まない)	至 (計算に含む/含まない)						
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
合 計							円		円	円

(注3) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。

この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注4) 円未満切捨てとする。

(様式第8別紙3)

二酸化炭素排出算定変更計画表

指定金融機関名	融資先事業者名	対象	利子補給期間中の二酸化炭素排出抑制量 (t-CO2) ※1			
			(採択年度) 年度 算定期間 (始点~令和 年 月)	年度 算定期間 (令和 年 月~令和 年 月)	年度 算定期間 (令和 年 月~令和 年 月)	年度 算定期間 (令和 年 月~令和 年 月)
		利子補給対象融資設備				

・始点(稼働日) : 令和〇年〇月〇日

※1. 記入上の注意

「利子補給期間中の二酸化炭素排出抑制量」については、原則、最新の「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用> (以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)により算定した年間のCO2削減量を記載すること。また、その根拠資料として、同エクセルファイルを添付すること。

また、ハード対策事業計算ファイル以外で算出した場合は、その根拠資料を添付すること。

事業者単位※3	二酸化炭素排出量算定期間※2		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※2. 二酸化炭素排出量の算定を行う期間(国の会計年度又は事業者の会計年度)を記入すること。

※3. 原則、事業者単位で算定・報告が必要であるが、事業者単位での算定が困難な場合は、あらかじめEPCまで相談すること。

(様式第9)

第 年 月 日 号

指定金融機関名
代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 星野 智子

バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業に係る融資条件等変更承認通知書

年 月 日付けをもって提出のあった融資条件等変更承認申請書について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））交付規程第13条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記のとおり承認することとしましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））交付規程第14条第1項の規定に基づき、通知します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
事 業 の 名 称	
融 資 契 約 金 額 (内、利子補給対象額)	金 円 (金 円)
融 資 契 約 日	年 月 日
融 資 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
融 資 条 件 等 変 更 日	年 月 日
変 更 事 項	変 更 後 条 件

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(様式第10)

第 号
年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 星野 智子

バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業に係る融資条件等変更不承認通知書

年 月 日付けをもって提出のあった融資条件等変更承認申請書について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））交付規程第13条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記の理由により不承認としましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））交付規程第14条第2項の規定に基づき、通知します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
事 業 の 名 称	
融 資 契 約 金 額 (内、利子補給対象額)	金 円 (金 円)
融 資 契 約 日	年 月 日
融 資 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
融 資 条 件 等 変 更 日	年 月 日
[不承認理由]	

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(様式第11)

年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 星野 智子 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名

バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業に係る事業状況報告書

年 月 日付けバ融 をもって交付決定の通知のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））に係る交付対象融資の実施状況等について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））交付規程第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
事 業 の 名 称	
融 資 契 約 日	年 月 日
融 資 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
融 資 契 約 金 額 (内、利子補給対象金額)	金 円 (金 円)
交 付 対 象 事 業 の 実 施 状 況	

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(様式第11別紙1)

二酸化炭素排出算定状況表

指定金融機関名：

融資先事業者名：

二酸化炭素 排出抑制状況	利子補給期間中の二酸化炭素排出抑制量 (t-CO2) ※1					
	利子補給対象 設備単位	算定期間 ※2	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			始点 ～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
		当初計画				
実績						

・始点（稼働日）：令和〇年〇月〇日

※1. 「利子補給期間中の二酸化炭素排出抑制量」については、原則、最新の「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により算出した年間のCO2削減量を記載すること。また、その根拠資料として、同エクセルファイルを添付すること。ハード対策事業計算ファイル以外で算出した場合は、その根拠資料を添付すること。

※2. 各年度の算定期間は、国の会計年度又は融資先事業者の会計年度のいずれかとすること。

二酸化炭素 排出量算定状況	融資先事業者の二酸化炭素排出量 (t-CO2) ※3				
	事業者単位※4	算定期間 ※2	令和8年度	令和9年度	令和10年度
			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
		排出量実績			
前年度比 ※5					

※3. 算出した根拠資料を添付すること。

※4. 二酸化炭素排出算定計画表にて、事業者単位以外とした場合はこの限りではない。

※5. 前年度比算出の計算式：(A年度二酸化炭素排出量 ÷ (A-1)年度二酸化炭素排出量) × 100 = 〇〇%

※6. 交付規程第4条第2項エに基づき、本様式に記載の以下の事項がEPCのホームページに公表されることに同意すること。

公表事項：融資先事業者名、各年度の融資先事業者の二酸化炭素排出量

(様式第12)

年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 星野 智子 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名

バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業に係る事業効果報告書

年 月 日付けバ融 をもって交付決定の通知のあった交付対象融資の利子補給金の受領が終了しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））交付規程第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付対象融資の内容

融 資 先 事 業 者 名	
事 業 の 名 称	
融 資 契 約 日	年 月 日
融 資 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
融 資 契 約 金 額 (内、利子補給対象額)	金 円 (金 円)
資 金 使 途	

2. 二酸化炭素排出抑制結果

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(様式第12別紙1)

二酸化炭素排出算定結果表

指定金融機関名：

融資先事業者名：

二酸化炭素 排出抑制状況	利子補給対象 設備単位	利子補給期間中の二酸化炭素排出抑制量 (t-CO2) ※1				
		算定期間 ※2	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			始点 ～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
		当初計画				
実績						

・集計期間（稼働日～利子補給金最終交付月（3月又は9月）の末日）：

※1. 「利子補給期間中の二酸化炭素排出抑制量」については、原則、最新の「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請者用＞」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）により算定した年間のCO2削減量を記載すること。また、その根拠資料として、同エクセルファイルを添付すること。ハード対策事業計算ファイル以外で算出した場合は、その根拠資料を添付すること。

※2. 各年度の算定期間は、国の会計年度又は融資先事業者の会計年度のいずれかとすること。

二酸化炭素 排出量算定状況	事業者単位※4	融資先事業者の二酸化炭素排出量 (t-CO2) ※3			
		算定期間 ※2	令和8年度	令和9年度	令和10年度
			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
		排出量実績			
前年度比 ※5					

※3. 算出した根拠資料を添付すること。

※4. 二酸化炭素排出算定計画表にて、事業者単位以外とした場合はこの限りではない。

※5. 前年度比算出の計算式：(A年度二酸化炭素排出量÷(A-1)年度二酸化炭素排出量)×100=〇〇%

※6. 交付規程第4条第2項(ii)エに基づき、本様式に記載の以下の事項がEPCのホームページに公表されることに同意すること。

公表事項：融資先事業者名、各年度の融資先事業者の二酸化炭素排出量

(様式第12別紙2)

利子補給金交付充当実績一覧表

指定金融機関名： _____

融資先事業者名： ()

融資の開始の日： 年 月 日

融資契約金額：金 円

(利子補給対象額：金 円)

1回あたりの返済額： _____ 円

(内、利子補給対象額の1回あたりの返済額：金 _____ 円)

回数	利子補給金 交付実績年月日	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 貸付利率	(D) $A \times B \times C / 365$ 貸 付 利 子 実 績 額	(E) 利子補給率	(F) $A \times B \times E \times / 365$ 利 子 補 給 金 実 績 額	D-F 融 資 先 事 業 者 利 子 支 払 実 績 額
			自 (計算に含む/含ま ない)	至 (計算に含む/含ま ない)						
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
								合 計	円	円

(注1) 円未満切捨てとする。

(様式第13)

第 号
年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 星野 智子

バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業に係る事業効果報告書の承認通知書

年 月 日付けをもって提出のあった事業効果報告書について、その内容を審査した結果、バリューチェーン全体の脱炭素に資する設備投資に対する融資が実施されていることが認められますので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））交付規程第16条第2項の規定に基づき、通知します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
事 業 の 名 称	
融 資 契 約 日	年 月 日
融 資 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
融 資 契 約 金 額 (内、利子補給対象額)	金 円 (金 円)
資 金 使 途	

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(様式第14)

第 号
年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 星野 智子

バリューチェーン脱炭素促進利子補給金交付決定取消通知書

年 月 日付けバ融 をもって利子補給金の交付決定を通知した交付対象融資は、利子補給金の交付対象融資として不相当と認められるため、利子補給金の交付決定を取り消します。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））交付規程第17条第2項の規定に基づき、通知します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
事 業 の 名 称	
融 資 契 約 日	年 月 日
融 資 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
融 資 契 約 金 額 (内、利子補給対象額)	金 円 (金 円)
利 子 補 給 金 交 付 取 消 理 由	

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(様式第15)

第 号
年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 星野 智子

バリューチェーン脱炭素促進利子補給金交付決定内容変更通知書

年 月 日付けバ融 をもって交付決定を通知した交付対象融資については、下記の変更後の欄に示すとおり決定内容を変更したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））交付規程第17条第3項の規定に基づき、通知します。

記

	変 更 前	変 更 後
融 資 先 事 業 者 名		
事 業 の 名 称		
交 付 決 定 日	年 月 日	
融 資 契 約 日	年 月 日	
融 資 期 間	自： 年 月 日 至： 年 月 日	
融 資 契 約 金 額 (内、利子補給対象額)	金 円 (金 円)	
利 子 補 給 率		
利 子 補 給 期 間		
利 子 補 給 金 額		

[変更理由]

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(様式第16)

第 年 月 日 号

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 星野 智子

バリューチェーン脱炭素促進利子補給金返還命令書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））交付決定取消通知書（ 年 月 日付けバ融 ）で取消しを通知した融資について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業））交付規程第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり利子補給金の返還を命令します。

記

融資先事業者名	
事業の名称	
利子補給金額	金 円
当該金交付日	年 月 日
返還請求期限	年 月 日
加算金額	金 円
加算金 計算期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日（ 日間）
返還請求金額	金 円
振込先銀行名 支店名・預金の種別 口座番号・口座名義	

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）